

## 熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・富合町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、熊本市・富合町合併協議会（以下「協議会」という。）の作業部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、熊本市・富合町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査及び検討する。

(組織)

第3条 作業部会には、別表に掲げる各作業部会を置く。

- 2 各作業部会の部会員は、別表に掲げる各作業部会ごとに、協議会を構成する市町の所管部署の職にある者をもって充てる。
- 3 各作業部会に、必要に応じ分科会等を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、熊本市企画財政局長を充てるものとし、副部会長は、部会長が部会員のうちから指名する者をもって充てる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事会の幹事長から要請があったとき、及び部会長が必要と認めるときに開催する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、作業部会における調査及び検討の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 各作業部会の庶務は部会長の属する市町において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

各作業部会名	部会員	
	熊本市	富合町
総務部会	総務課長	総務課長
		議会事務局長
企画財政部会	企画課長	企画課長
	財政課長	税務課長
市民生活部会	市民協働推進課長	税務課長
		町民課長
		福祉保険課長
健康福祉部会	健康福祉政策課長	福祉保険課長
子ども未来部会	子ども政策課長	福祉保険課長
		教育委員会事務局長
環境保全部会	環境企画課長	町民課長
経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長
建設部会	都市計画課長	建設課長
		新幹線推進課長
教育部会	総務企画課長	教育委員会事務局長
水道部会	水道局経営企画課長	建設課長
		町民課長
電算部会	情報政策課長	企画課長